

(無断で転写することを禁じます)

産業廃棄物適正管理能力検定試験

【体験版】

この体験版に関して

この問題用紙は、第10回産業廃棄物適正管理能力検定及び応用編<建設系コース><事業系コース>の問題の一部を抜粋したものです。

- ・裏表紙が解答となっております。自己採点にご活用ください。
- ・全体で30点満点です。合格の基準は得点率7割(21点)以上です。

注意事項

1. 本試験は特段の記載が無い限り、地方自治法に基づいて制定された条例による規制は除き、廃棄物処理法及びそれに関する省庁の通知に基づいて回答すること。
2. 本試験では「産業廃棄物管理票」を「マニフェスト」と表記し、紙マニフェストは、A票・B1票・B2票・C1票・C2票・D票・E票からなる7枚綴りのものであるものとする。
3. この体験版の無断複写・ネット上への転載は固くお断りいたします。

第11回検定試験 2020年7月12日(日)実施



一般社団法人企業環境リスク解決機構
Corporate Environmental Risk Solution Institution

第1問（各1点×5問）

以下は、紙マニフェストの流れを示した説明文である。ア～オの（ ）の部分に当てはまる最も適切な語句を下記の語群から1つ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- ① 排出事業者は収集運搬業者へマニフェストを産業廃棄物の引き渡しと同時に交付し、A票を排出事業者が保存する。
- ② 収集運搬業者は産業廃棄物を処分施設まで運搬し、(ア)票を収集運搬終了の報告として、収集運搬終了日から(イ)以内に排出事業者へ送付する。
- ③ 処分業者は、産業廃棄物の処分が終了すると(ウ)票を処分終了の報告として処分終了日から(イ)以内に排出事業者へ送付する。
- ④ 処分業者が、中間処理後の産業廃棄物の最終処分を別の処分業者に委託した場合、最終処分の終了を二次マニフェストで確認した後、E票を最終処分終了の報告として排出事業者へ送付する。

上記①～④ののち、排出事業者は処理業者から送付された(ア)票・(ウ)票・E票について記載事項や送付期限に問題がないこと、契約内容と相違がないことを確認する。また、特別管理産業廃棄物ではない産業廃棄物の場合、(ア)票・(ウ)票は交付日から(エ)以内、E票は交付日から(オ)以内に送付されていることを確認する。

【語群】

- 1. B 2
- 2. C 1
- 3. C 2
- 4. D
- 5. 3日
- 6. 5日
- 7. 10日
- 8. 30日
- 9. 60日
- 10. 90日
- 11. 120日
- 12. 180日

ア.	イ.	ウ.	エ.	オ.
----	----	----	----	----

第2問（各2点×2問）

次のア～イの問いに答えなさい。

ア. 以下の a～d は、事業活動に伴って排出された廃棄物である。このうち、産業廃棄物に該当するものはいくつあるか。該当するものの数を解答欄に記入しなさい。

- a. 流通センターで商品の搬入時に使用されていた木製パレット
- b. 運搬時の緩衝材として使用されていた発泡スチロールが不要となったもの
- c. 飲食店で使用したフライヤーに残った使用済み油
- d. 小売業者が排出した天然繊維素材の不要な衣類

イ. 以下の表は、ある産業廃棄物収集運搬業者の許可内容を示している。以下の a～d のうち、この許可内容を有する収集運搬業者に委託が可能なものはいくつあるか。可能なものの数を解答欄に記入しなさい。

自治体	産業廃棄物の種類		
	木くず	廃プラスチック類	ガラス陶磁器くず
X 県	○	○	○
Y 県	○	○	—
y 市 (Y 県内)	○*	○*	—
Z 県	○	—	○

「○」は自治体において許可を有する産業廃棄物の種類を示す。

「○*」は許可に積替保管を含む。

- a. 廃プラスチック類を、X 県から Y 県 y 市へ運搬
- b. ガラス陶磁器くずを、X 県から Y 県 y 市へ運搬
- c. ガラス陶磁器くずを、X 県から Y 県を通過し Z 県に運搬
- d. 木くずと廃プラスチック類の混合物を、X 県から Y 県 y 市で積替保管後に Z 県まで運搬

ア.	イ.
----	----

第3問（各1点×3問）

次のア～ウの文章のうち、内容が正しいものには「○」を、誤っているものには「×」を解答欄に記入しなさい。

- ア. マニフェストの廃棄物の種類欄には産業廃棄物の20種類のいずれかを記載することが原則だが、混合物である商品が産業廃棄物となったものの処理を委託する際、一般的な名称として商品名を記載することができる。
- イ. 低濃度PCB廃棄物の処分期限は、地域によって異なっており、最も遅い処分期限が定められている地域については2020年（令和2年）3月31日までに処分しなければならない。
- ウ. 電子マニフェストの登録期間は、産業廃棄物を引き渡した日から3日以内とされ、当該3日に土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で定める休日、及び12月29日～1月3日は含まれないが、8月13日～15日は含まれる。

ア.	イ.	ウ.
----	----	----

第4問（各2点×2問）

次は、ある企業の産業廃棄物管理に関する相談者と廃棄物担当者（以下、担当者）との対話である。担当者の回答のうち、適切なものには「○」を、不適切なものには「×」を解答欄に記入しなさい。

- ア. 相談者：オフィスのプリンターを購入して設置してもらい、これまで使用していたプリンターを費用を支払って引き取ってもらう場合、処理委託契約を締結する必要はないと聞いたのですが？
担当者：はい。その場合、必ずしも処理委託契約を締結する必要はありません。
- イ. 相談者：製品の一部の加工工程を外部に委託する際に、加工に伴って生じる廃棄物の排出事業者を発注元とすることはできますか？
担当者：はい。委託先と相談の上、発注元が排出事業者であることを契約で明確にすれば可能です。

ア.	イ.
----	----

第5問（各1点×2問）

次のア～イの文章の（ ）の部分に当てはまる用語について最も適当なものを1～4から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

ア. 前年度に特別管理産業廃棄物が年間（a）以上、または特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物が年間（b）以上発生した事業場を有する事業者（中間処理業者を除く）を多量排出事業者という。

1. (a) 100 t (b) 1,000 t 2. (a) 50 t (b) 1,000 t
 3. (a) 100 t (b) 1,500 t 4. (a) 50 t (b) 500 t

イ. 排出事業者は特別管理産業廃棄物を（a）に特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければならない。

1. (a) 保管する保管場所ごと
 2. (a) 排出する事業場ごと
 3. (a) 排出する事業場を有する場合は本社
 4. (a) 排出する事業場がある都道府県又は政令市ごと

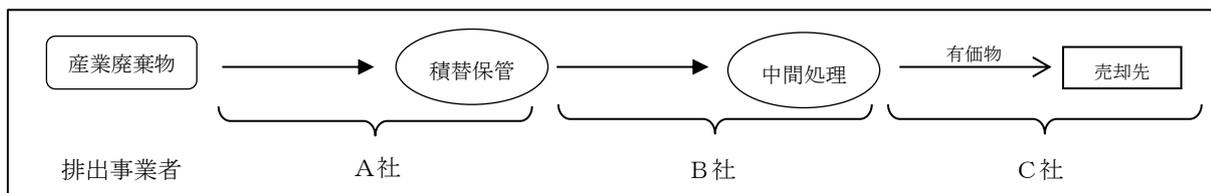
ア.	イ.
----	----

第6問（各2点×1問）

次の図のような産業廃棄物の処理委託を行う場合、排出事業者として各業者との間で結ぶべき産業廃棄物処理委託契約について、収集運搬委託契約のみが必要な場合は1、処分委託契約のみが必要な場合は2、収集運搬と処分の委託契約が必要な場合は3、直接契約が不要な場合は4を解答欄に記入しなさい。

————→ は、収集運搬を示します。

ア.



収集運搬委託契約のみ…1 処分契約のみ…2 収集運搬と処分の契約…3 直接契約は不要…4

ア.	A社	B社	C社
----	----	----	----

第7問（各2点×3問）

次のア～ウの問いについて解答を1～4から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- ア. 優良産廃処理業者認定制度の説明として最も適当なものは次のうちどれか。
1. 認定を受けた業者に処理委託をする場合、マニフェストの交付が不要となる。
 2. 産業廃棄物処理業者が認定を受ける条件に、電子マニフェストが利用可能であることが含まれる。
 3. 認定を受けた業者のうち、一定の要件を満たす者については、産業廃棄物処理業の許可の有効期限が8年間に延長される。
 4. 認定を受ける条件に、過去5年間のリサイクル率が70%以上であることが含まれる。
- イ. 排出事業者が産業廃棄物を自ら運搬する場合の基準として最も適当なものは次のうちどれか。
1. 運搬時に携帯する書面には、産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付する必要はない。
 2. 車両の表示は、車両の両側面に「産業廃棄物収集運搬車」と明示されていれば足りる。
 3. 車両の表示は、マグネットなどによる取り外し可能なものは認められない。
 4. 運搬時に携帯する書面には、運搬する産業廃棄物の種類が記載されていれば、その数量を記載する必要はない。
- ウ. 排出事業者が、積替保管を含む産業廃棄物の収集運搬を委託するとき、収集運搬業者との間で結ぶべき産業廃棄物処理委託契約書の法定記載事項に該当するものはどれか。
1. 積替保管場所の施設確認に関する事項
 2. 機密保持に関する事項
 3. 積替保管できる産業廃棄物の保管量の上限
 4. 再委託の禁止に関する事項

ア.	イ.	ウ.
----	----	----

第8問（各2点×2問）

次のア～イの問いについて解答を1～4から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

【応用編 建設系コース】

ア. アパートの模様替えの工事を、オーナーから不動産会社が受注し、産業廃棄物処理業許可を有さない建設業者に請け負わせた場合について不適切なものはどれか。

1. 不動産会社が建設業者に対し、模様替え工事から排出される廃棄物の処理も併せて委託した。
2. 不動産業者は、排出事業者として模様替え工事から排出された産業廃棄物の処理委託の際にマニフェストを交付する義務を負う。
3. 不動産業者は、保管しているマニフェストの写しをオーナーに引き渡す義務はない。
4. 建設業者は、建設現場での産業廃棄物の保管について、保管基準を順守する義務を負う。

【応用編 事業系コース】

イ. 専ら物に関して委託基準を緩和する特例について最も適切なものはどれか。

1. 埋立処分を目的として、くず鉄を専ら物のみを扱う業者（専ら業者）に委託する場合には、マニフェストの交付が不要となる。
2. 産業廃棄物であるペットボトルのみを専ら物のみを扱う業者（専ら業者）に委託する場合には、マニフェストの交付が不要となる。
3. 産業廃棄物である繊維くずのみを専ら物のみを扱う業者（専ら業者）に委託する場合には、書面による産業廃棄物処理委託契約の締結は不要である。
4. 産業廃棄物である専ら物のみを専ら物以外の産業廃棄物処理業許可を有する者に委託する場合には、マニフェストの交付が必要となる。

ア.	イ.
----	----

解答

問題番号		配点	正解	公式テキスト第4版 対応ページ
第1問	ア	1	1	85
	イ	1	7	86
	ウ	1	4	86
	エ	1	10	89
	オ	1	12	89
第2問	ア	2	3個	33-34
	イ	2	2個	70
第3問	ア	1	○	88
	イ	1	×	173
	ウ	1	○	94
第4問	ア	2	×	21
	イ	2	○	19-20
第5問	ア	1	2	23
	イ	1	2	40
第6問	ア	2	A社:1 / B社:3 / C社:4	75
第7問	ア	2	2	73
	イ	2	1	120
	ウ	2	3	78
第8問	ア	2	1	22
	イ	2	4	102

採点結果	/ 30
------	------